

令和8年3月5日

輸送の安全確保に関する命令書の発出について

令和7年5月、やまさ海運株式会社が経営する一般旅客定期航路事業のうち長崎～軍艦島航路において運航する旅客船「マルベージャ3」が、第一種中間検査を受検することなく運航する事案が発生しました。

これを受けて、当局が、令和7年5月29日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、船舶安全法等に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者名：やまさ海運株式会社（代表取締役 伊達 昌宏）
住所：長崎県長崎市古町1

2. 発出年月日

令和8年3月2日（月）

3. 命令の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：杉山(すぎやま)、小島(こじま)

電話 092-472-3181



運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和7年5月8日～13日	
事業者名	やまさ海運株式会社	
発出日	令和8年3月2日	
命令の内容	<p>令和8年4月1日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 船舶所有者は、船舶安全法第5条に基づき、第一種中間検査を受けるべき場合において、これを受けていない船舶を航行の用に供しないこと。 安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第56条に基づき、安全統括管理者及び運航管理者に係る情報等の輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表すること。 経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全管理体制を構築すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、配船計画を作成するときは、使用船舶の法定検査の受検状況を含め、安全性を検討すること。 安全統括管理者等は、安全管理規程第36条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上、事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理員等に対し、安全教育を実施した場合は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 	
	当該違反により付された違反点数	32点
当該事業者が付された累積違反点数	32点	